

ACSV MONTHLY LETTER

一定の契約書、手形、領収証などを作成すると印紙税が課税されます。平成26年4月1日以降作成される契約書、領収書等について一部改正がありました。

● 不動産の譲渡に関する契約書、建設工事の請負に関する契約書

(不動産の譲渡に関する契約書：抜粋)

契約金額 (万円)	本則	H9. 4. 1~H26. 3. 31	H26. 4. 1~H30. 3. 31
1 以上~10 以下	200 円	200 円	200 円
10 超~50 以下	400	400	200
50 超~100 以下	1,000	1,000	500
100 超~500 以下	2,000	2,000	1,000
500 超~1,000 以下	10,000	10,000	5,000
1,000 超~5,000 以下	20,000	15,000	10,000
5,000 超~1 億以下	60,000	45,000	30,000
1 億~5 億	100,000	80,000	60,000

(建設工事の請負に関する契約書：抜粋)

契約金額 (万円)	本則	H9. 4. 1~H26. 3. 31	H26. 4. 1~H30. 3. 31
1 以上~100 以下	200 円	200 円	200 円
100 超~200 以下	400	400	200
200 超~300 以下	1,000	1,000	500
300 超~500 以下	2,000	2,000	1,000
500 超~1,000 以下	10,000	10,000	5,000
1,000 超~5,000 以下	20,000	15,000	10,000

● 売上代金に係る金銭、有価証券の受取書 (領収書)

記載受取金額が5万円未満の領収書は非課税となります (従来は3万円未満)。消費税額が明記されておれば、税抜金額で判定します。

なお、クレジットカードや相殺の領収書は金額に関係なく非課税文書となります。また銀行振込の領収書を発行する場合は課税文書となります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
9月	—	
10月	個人住民税納付 (第3期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です (納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。